



第1831回 例会

2011-12年度RI会長:カルヤン・パネルジー
 第2640地区ガバナー:大澤 徳平
 創立:昭和49年5月15日
 会長:上原俊宏
 幹事:佐田一三
 会報:榎本真弓



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

VOL. 38 No. 35

2012年 4月4日(水)

事務所:田辺市下屋敷町81-10
 きのくに信用金庫田辺支店3F
 Tel 0739-24-6427 Fax 0739-34-5008
 E-mail t-eastro@mb.aikis.or.jp
 例会:毎週水曜日 12:30~

司会者 上原 俊宏会長

唱歌

" さくら さくら "

谷中 順次郎 君



ゲスト

田辺労働基準監督署署長 谷本 晃 様

出席報告

会員数	義務免除	欠席者数	本日出席率
47名	4名	9名	79.07%
3月21日修正出席率 86.05%			

ニコニコ箱

(敬称略)

◇田辺労働基準監督署署長 谷本晃様をお迎えして
 後藤、平野、木村、北村、楠本、前田、森本、
 岡本、坂本、竹村、谷本、玉置、上原、渡口、
 山本、吉本

◇娘が結婚しました。孫が楽しみです。 橋本

◇息子が無事、結婚できました。

初孫が楽しみです。 中川

◇先週の移動例会、ラビーム白浜に多数のご来場、
 ありがとうございました。 小倉

◇早退お詫び致します。 中嶋、吉田

◇卓話謝礼、頂きました。

田辺労働基準監督署署長 谷本様

◇本人誕生日 小倉、谷中

◇奥様誕生日 片井、畔田、小倉、佐田

◇お花頂きます。 谷中

会長報告の前に

零落という、本来の意味は草木が枯れ落ちることを言いますが、落ちぶれるという人生の言葉としても用いるようです。

また、凋落という、もともとは草木がしほみ落ちることを意味するようです。やはり落ちぶれるという意味にも用います。

落葉、といえば葉が落ちることを意味しますが、落ちぶれるという意味は含みません。しかし、イメージとしては盛りを過ぎて葉が落ちるという、やや寂しい意味となりかねません。しかし、ここで帰根と言う言葉を追加することにより、意味が大きく異なってきます。

零落、凋落、等と比べて、落葉帰根とすることにより、落葉に方向を有するベクトルとしての意味が生じてきます。サンセットではなく、サンライズの方向性が出て来ると言えます。つまり新しい若木となるという意味が出てくるのです。人生回帰とでも言えましょう。それは、熊野古道を往還する熊野詣でも共通した意味合いになります。その本宮大社の例大祭が4月13日から15日にかけて行われます。

会長報告

■本日のゲストは田辺労働基準監督署 署長 谷本 (たにもと) 晃 (あきら) 様です。後ほどよろしくお願い致します。

■4月2日(月)地区大会記念ゴルフ大会が泉南カンツリークラブで開催されました。ご参加の皆さん、ご苦労様でした。

■4月7日(土)、8日(日)地区大会が開催されます。
 7日(土)は佐田幹事と私、会長が参加します。
 8日(日)は18名の参加予定です。
 ご苦労様ですが、よろしくお願い致します。

幹事報告

■例会日時変更

◎白浜RC 4月13日(金)→場所:白浜町商工会館

◎那智勝浦RC 4月 5日(木)→場所:梶取岬(太地町)
 花見例会

◎有田2000RC 4月 4日(水)→4月7日(土)、8日(日)
 地区大会に振替

5月 2日(水)→休会

5月 9日(水)→5月12日(土)(有田RC)

ロータリーカレッジに振替

◎和歌山北RC 4月23日(月)→4月23日(月)19:00~

<甚八>和歌山市坂田64-1

■メイクアップ

◎4月2日(月)地区大会記念ゴルフ大会

愛須勝章君、橋本隆君、畑地誠君、丸山博之君、
泉房次朗君、佐田一三君、坂本正人君、武田静也君、
玉置和男君

■回覧

◎週報「田辺はまゆうRC」

◎ガバナー事務所より「記念ゴルフ大会参加の御礼」
「ロータリーの友3月号」地区だより、英語版ロータリ
アン3月号、「米山寄付12月度迄集計表」「R財団
寄付12月度迄集計表」

◎米山梅吉記念館「館報19号」

■連絡

◎「ロータリーの友4月号」が届いています。各自トレ
ーに入れています。よろしくお願い致します。

◎「識字率向上運動協賛のお願い」の募金箱をSAA・
親睦の受付に置いています。
本日が提供頂ける最終例会となります。ご協力よろ
しくお願いいたします。

◎来週の例会は移動例会です。中田食品さんへ各自で
お願いいたします。お弁当の手配の都合上、欠席は
前日までに連絡をお願いいたします。

委員会報告

■新世代委員会

坂本 正人 君



交換留学生受入のためのホストファミリーは、
正式に決定次第、ご報告させていただきます。

■親睦委員会

山本 亘 君



4月8日(日)6時半から、闘鶏神社にてお花見
家族会を行います。雨天の場合は喜八にて行います。

■社会奉仕委員会

畔田 実 君



「識字率向上運動協賛のお願い」の募金箱をSAA・
親睦の受付に置いています。本日が提供頂ける最終
例会となります。ご協力よろしくお願い致します。

本日のプログラム

田辺労働基準監督署署長 谷本 晃 様



「事例で理解する労働問題」

ー身近で起きている労働問題ー

田辺労働基準監督署管内で、実際にあった事例を
基に講演をして頂きました。

◎事例1. 売上金の横領と懲戒解雇について

解雇の名称・種類に関係なく労働者を解雇する場
合は、その手続きとして、解雇の予告(少なくとも30
日以上前)、または解雇予告手当(30日分以上の平
均賃金)の支払いが必要です。しかし労働者側に、法
で保護するに値しないほどの重大又は悪質な義務違反
ないし背信行為があれば(労働者の責に帰すべき事由)、
法で定める解雇の予告、または解雇予告手当の支払が
免除される場合があります。そのためには、所轄労働
基準監督署に解雇予告除外の認定申請を行い、認定を
受けておく必要があります。懲戒解雇となれば、通常
即時解雇で対処する例が多いと思われそうですが、すべ
ての懲戒解雇に解雇予告除外の認定制度が適用されるわ
けではありません。つまり会社が定めた懲戒事由と労
働者の責に帰すべき事由が完全に一致するとは限らな
いということです。

◎事例2. 時間外労働手当の請求について

法定労働時間(1日8時間、1週40時間、一部の
業種・規模は1週44時間)を超えて働かせた場合は、
残業手当、つまり時間外労働手当を支払う必要があり
ます。まず論点となるのは、法定労働時間を超えた時
間外労働の存否です。次に時間外労働があったとすれ
ば、その時間に見合った賃金(割増賃金)が支払われ
ているかということです。

◎最近、相談の多い事案として、

多い順に

1. 時間外手当
 2. 解雇
 3. 退職金
 4. いじめ・嫌がらせ
 5. セクシャルハラスメント
- があるということです。